

# JIS

## 電気・電子機器の特定の化学物質の 含有表示方法

JIS C 0950 : 2021

(JEITA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会  
電気技術専門委員会 構成表

氏名	所属
(委員長)	
大崎 博之	東京大学
(委員)	
青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
岩本 光正	東京工業大学
上原 京一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
熊田 亜紀子	東京大学
菅 弘史郎	電気事業連合会
藤原 昇	一般社団法人電気学会
松岡 雅子	株式会社 UL Japan
山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

日本産業標準調査会標準第二部会  
電子技術専門委員会 構成表

氏名	所属
(委員長)	
平本 俊郎	東京大学
(委員)	
荒木 則幸	日本電信電話株式会社
磯野 秀樹	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
加藤 隆	日本放送協会
近藤 玲子	総務省国際戦略局
澤田 悦子	一般社団法人電子情報技術産業協会
杉山 美佐和	一般財団法人日本消費者協会
中西 孝子	昭和大学
根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.12.20 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之) / 電子技術専門委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 特定の化学物質の含有表示	2
4.1 含有マークによる含有表示	2
4.2 含有箇所における含有状況の表示	4
5 含有表示の対象	5
6 含有表示方法	5
6.1 機器本体への表示	5
6.2 機器の包装箱への表示	5
6.3 機器に関わるカタログ類への表示	6
6.4 ウェブサイトへの含有状況の表示	6
附属書 A (規定) 特定の化学物質及び含有率算出の考え方	7
附属書 B (規定) 含有マークの除外項目	8
附属書 C (参考) 算出対象物質の測定方法	10
参考文献	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0950:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法

## The marking for presence of the specific chemical substances for electrical and electronic equipment

### 序文

この規格は、電気・電子機器に含まれる特定の化学物質の含有表示方法を標準化することによって、サプライチェーン及びライフサイクルの各段階の事業者における特定の化学物質の管理の改善を促進するとともに一般消費者の理解を容易にし、さらに、資源の有効な利用の質の向上及び環境負荷の低減を図り、適切に管理された電気・電子機器をより普及させることを目的としている。

この規格は、我が国の法令などの現状との整合を図ることを目的に改正したものである。

### 1 適用範囲

この規格は、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法について規定する。

**注記** この規格において、電気・電子機器とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、特定の化学物質の含有に関する情報の提供が定められている機器を指す。ただし、その他の電気・電子機器であっても、この規格を適用することは妨げない。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8102** 物体色の色名

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 含有表示

電気・電子機器に含まれる算出対象物質の含有率が、含有率基準値を超えている場合の含有マークの表示及び含有箇所における含有状況の表示。

**注記 1** 含有率算出の考え方は、含有率基準値とともに、**附属書 A** に規定している。

**注記 2** 含有率を算出するために測定が必要となる場合の測定方法は、参考として**附属書 C** に記載している。

#### 3.2

##### 機器本体

電気・電子機器の中で、その機能を発揮する上で不可欠であって基本となるもの。